

令和3年度 姫路市大学発まちづくり研究助成事業

# 「灘のけんか祭り」の 成立と展開



姫路大学教育学部 「播磨史ヒストリア」  
令和4年3月



# 目次

「播磨国松原庄と松原別宮の成立」和田 幸司.....	1
はじめに .....	1
1 松原庄の成立について .....	2
2 松原井の成立について .....	7
3 松原別宮の成立について .....	10
おわりに .....	13
「『灘のけんか祭り』を研究して」高橋 幸希 .....	16
「播磨国松原庄と松原別宮の成立について」高木彩実瑠 .....	19
「松原庄と松原別宮についての学び」竹本 有花 .....	21
「『灘のけんか祭り』の歴史」平井 麗氏 .....	23
「研究を通して感じたこと」関灘 秀介 .....	25
「『灘のけんか祭り』の成立と展開」熊木 大樹 .....	27
令和3年度大学発まちづくり研究助成成果発表会資料 .....	30

## 「播磨国松原庄と松原別宮の成立」

### The Establishment of Matsubara Estate and Matsubara-Betsugu in Harima Province

播磨史ヒストリア

姫路大学 教育学部

教授 和田 幸司

#### はじめに

本研究では、兵庫県指定重要無形民俗文化財の松原八幡神社秋季例大祭（「灘のけんか祭り」）の原初形態であった放生会（ほうじょうえ：捕獲した魚や鳥獣を放す儀式）の様相とその意義について検討する。また、その歴史的意義を考察することで、小・中学校における人権を視点とした教材開発の可能性をさぐる。

今日、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別が発生している。病気や職業などの「属性」による特定の人を排除する現代的差別は決して許されるものではない。感染症の歴史を学ぶことは、児童生徒に科学的認識の大切さを理解させ、差別の不当性を看破する意欲と態度を養うことができる。

中世において、感染症の流行は天変地異と同様に、行疫神（ぎょうえきしん）信仰として発展する側面が大きい。放生会も例外ではなく、早魃（かんばつ）・霖雨（りんう）・疫病などの天変や為政者の病といった天譴（てんけん）を免れようとするものが放生であった。9世紀半ば頃からは殺生罪業観が織り込まれ、日常的に不殺生が当為として求められるようになり、殺生に従事する職業など特定の「属性」が差別を受けるように転化していく。

本研究は、上記の中世史研究の成果をふまえて、松原八幡神社の放生会の様相と歴史的意義を考察し、放生会の果たした国家的・社会的機能とその展開について明らかにすることを目的とする。そこで、研究初年である2021年度は、松原庄の成立と松原別宮（松原八幡神社）の成立を明らかにしていく。

中世播磨の状況を示す「峯相記」によると「松原別宮ト申ハ。彼ノ浦ニ夜々光物有リ。其形ヲ知ラズ。此浦ニ群釣ト云老翁有キ。釣スル網ノ中ニ面一尺餘五六寸ノ朽木ヲ引入タリ。分明八幡大菩薩ト虫食アリ。即北浦ニ崇奉ル。利生掲焉也。万人崇敬ス。社頭繁

昌シテ僧坊軒ヲ連タリ。神事祭禮嚴重シテ近キ比マデ當國重代ノ人々放生會ノ鎚流馬ヲ巡役トス云々<sup>(1)</sup>」とある。松原八幡神社の創建を伝えるとともに、秋季例大祭の原初形態であった放生会について記されている。史料の「松原別宮」とは石清水八幡宮別宮としての松原八幡神社のことであり、松原八幡神社より以北一帯の地域（現姫路市白浜町・東山・八家・木場）が古代から中世にかけて石清水八幡宮領松原庄であった。

この松原庄の成立、および、松原別宮の成立については、東郷松郎氏と濱田浩一郎氏の先行研究がある<sup>(2)</sup>。東郷氏は松原庄の成立を「10世紀末まで遡らせることは可能である」と述べ、石清水八幡宮史料を根拠に石清水八幡宮極楽寺領として成立したことを考察している。また、松原別宮の成立については同様に石清水八幡宮史料から、文永3年（1266）以前の時期と推察している。さらに、濱田浩一郎氏は松原八幡宮史料を手がかりに、平安末期には松原別宮が成立していたと推定している。

しかしながら、両者の考察は時代ごとの特質、および、地域権力や荘園領主である石清水八幡宮との関係を軸に据えたものであり、松原八幡神社と播磨国の地域的關係性から捉えたものではない。そこで、本小稿では東郷氏と濱田氏の論考に学びながら、最新の考古学や地理学の研究成果をふまえ、松原庄の成立と荘園開墾のために必須の用水（松原井）の成立について考察を深めていきたい。さらに、松原別宮としての成立をどのあたりまでさかのぼることができるのかを史料的に分析を行うものである。

## 1 松原庄の成立について

西谷正浩氏・伊藤俊一氏によると、古代末期は「大地動乱」「疫病の脅威」「気候変動」によって、社会的危機をむかえたとされる<sup>(3)</sup>。

貞観6年（864）、富士山の噴火によって太平洋側で海溝型地震があいつぐ。播磨国に關するものをあげると、貞観10年（868）には播磨に大地震が起き、仁和3年（887）には東海・東南海・南海の大地震が起きている。

疫病の脅威という点では、天平7年（735）～天平9年（737）に天然痘が流行し、全国平均の死亡率は25～35%だった。天平勝宝8年（756）には、麻疹の初見がみられ、一世代間隔で五度にわたり深刻な流行を繰り返した。貞観3年（861）には赤痢の大流行により、多くの人々が死亡する。正暦4年（993）～正暦6年（995）には、インフルエンザ・天然痘が流行したという。

気候変動という点では9世紀前半まで乾燥気味で安定していたが、9世紀後半には洪水と旱魃が交互に起き、10世紀には一転して乾燥化が進み、農村は大きな試練にみまわれる。このような社会状況から、古代村落の大半が9世紀後半から10世紀に消滅したことが様々な学問領域の進展とともに明らかにされてきている<sup>(4)</sup>。松原庄成立の考察においても、こうした研究成果の基礎的情報は参考にできよう。

さて、谷岡武雄氏は、地理学的手法によって、播磨国飾磨郡条坊の復元を行った<sup>(5)</sup>。氏は八家川流域に「一の坪」「二の坪」「六の坪」「九の坪」、白浜地域に「三の坪」「四の坪」「五の坪」「六の坪」「十の坪」「十一の坪」など序数のある坪名があることを指摘し、条の基線をはじめ播磨国庁の存在を考察している。氏の研究をもとにした播磨国条坊制の田地分布図を『姫路市史』から以下に引用しよう<sup>(6)</sup>。

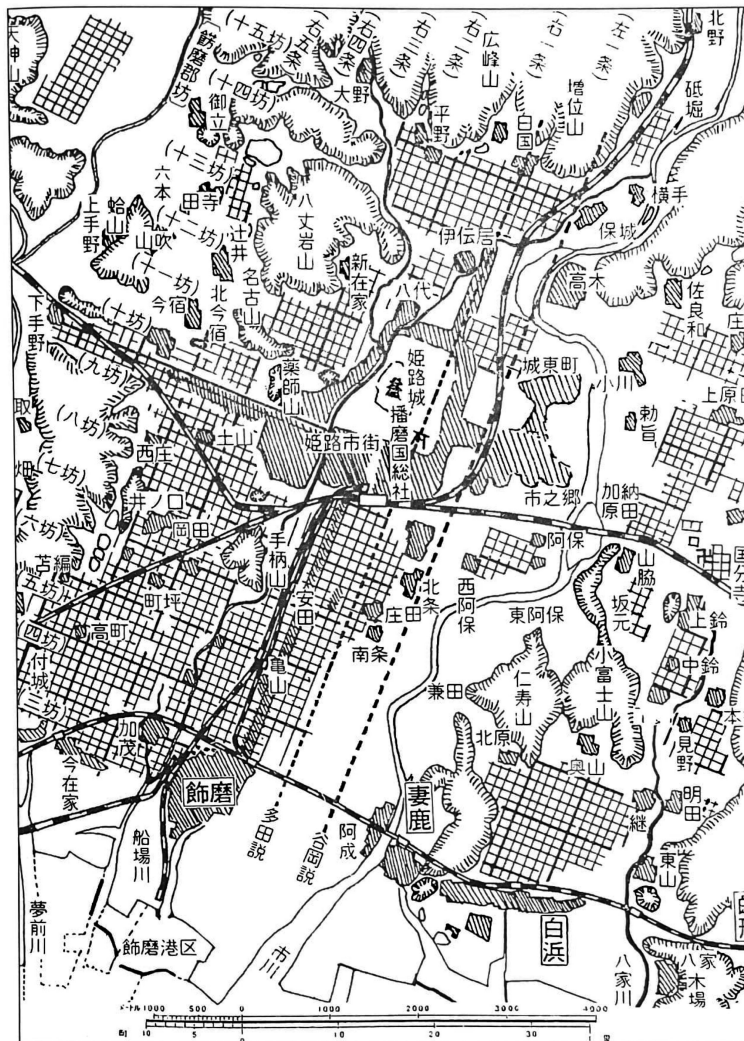


図1 飾磨郡条坊制田地分布図

本分布図から松原庄に比定されると考えられる地域は、左四条から左七条、三坊から七坊に相当すると推察される。東郷氏も指摘しているように<sup>(7)</sup>、こうした条坊制の名残が直ちに松原庄が奈良時代に開発されていたとするのは早計だろうが、近年に発掘された「登り田遺跡」の調査によって、ある一定の分析を行うことはできる。

2020年10月4日に行われた「登り田遺跡発掘調査説明会」資料によると<sup>(8)</sup>、建物や瓦・緑釉陶器・製塩土器・墨書土器・土馬などの出土遺物から、官衙的な要素を備えた施設があったことが指摘された。今回の調査では、古墳時代の溝、飛鳥時代の土坑、飛鳥～平安時代の建物群などが見つかっている。『播磨国風土記』に「美濃里 継潮」と記載のあることから、これに関連する施設ではないかとの見方がなされている。「登り田遺跡発掘調査説明会」資料から遺跡周辺地図を以下に示す<sup>(9)</sup>。

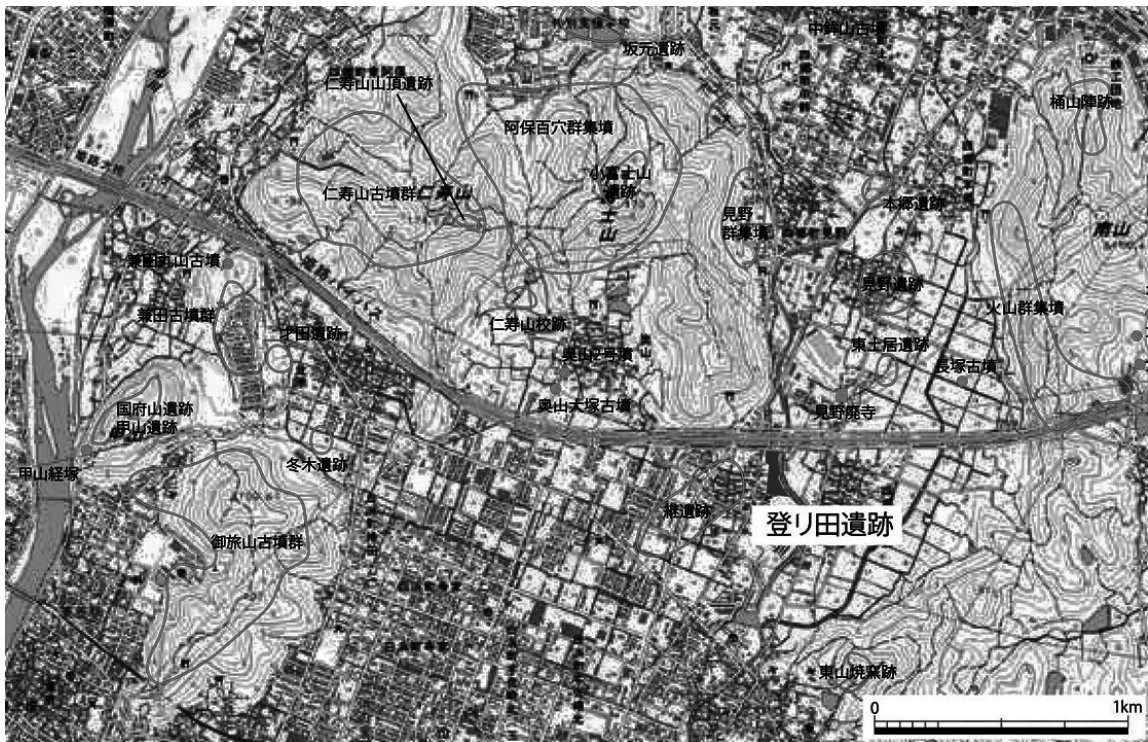


図 2-1 登り田遺跡周辺地図

本地図にある登り田遺跡と継遺跡は近接しており、播磨国府系瓦（古大内式瓦）の発掘<sup>(10)</sup>などから官衙的な要素を備えた施設が遺跡周辺にあったとする。これにより、8世紀前半に編纂された『播磨国風土記』における記事の「美濃里 継湊」の存在が現実味を帯びることとなった。文字通り、「継」に海岸線が届いていたということが推察で

きるようになったと言えるだろう。

となると、松原庄に比定される現在の白浜地域の5割程度は海底にあったのではないかと考えられよう。この点を早くから指摘してきたのは風土記研究を専門とする秋本吉郎氏である。氏の示した飾磨郡の海岸線によると、「継」を頂点として八家川から西側の御旅山にむけて、扇型に海が広がっていたとしている<sup>(11)</sup>。

このように考察を進めるならば、『播磨国風土記』の編纂時期と予想される8世紀前半には、松原庄の開発はなされていないのではないかと予想できるだろう。

では、実際に松原庄が史料上に登場してくるのはいつ頃なのだろうか。すでに東郷氏が指摘した史料であるが、氏の引用は部分的なものであるため、ここで全文を提示し検討をしておきたい。

【史料ア】「宮寺縁事抄第13」（石清水八幡宮文書 田中家文書附録）<sup>(12)</sup>

裏書云

年来之間、以宿院極楽寺横検校<sup>(清)</sup>聖情私以領掌、件寺專非私領、仍如舊<sup>(為脱カ)</sup>可宮寺所領之由言上、公家随即可弁定之由、以去二月十五日被下宣旨、被差遣檢非違使右衛門大尉藤原陳泰、少志美努伊遠等、勘糺検校<sup>(清)</sup>聖情之曰、依無所避、宿院官符<sup>(省)</sup>者符、縁記、氏文、并播磨国松原庄官符<sup>(省)</sup>者符、以定清<sup>(任)</sup>所宿院別当之由官符等、合拾壹通相副検校解文返進、兼停止定清別当職已了、相副件文書等經奏聞之曰、同五月五日宣旨稱、件文書可下給宮寺、以宿院極楽寺并播磨国松原庄、官<sup>(宜カ)</sup>可<sup>(為脱カ)</sup>宮寺所領者與判如件

検校

都維那

別当

権別当

修理別当

上座

寺主

権寺主

神主紀朝臣



<sup>(1000)</sup>  
長保二年七月三日

【史料イ】「極樂寺陳狀」(石清水文書 田中家文書) <sup>(13)</sup>

謹言

請 宮寺 裁判事

請早任建立安宗大法師緣起旨并宮寺先年判文、重請當時判、永停止非門徒宮  
寺司妨、以定清門胤相伝進退下院極樂寺并庄藪田地狀

一庄家捌箇所

在河内國一所 名養父庄

摂津國一所 名可賀島庄

丹波國一所 名質美庄

播磨國三ヶ所 松原庄、伯可庄、多豆島庄

備前國一所 名片岡庄

紀伊國一所 名伊都野庄

(中略)

其後宮寺前々別当尋慶法眼任中、注上件之由、請宮寺判之處、如舊永停止非門徒  
宮寺之妨、(司脱力)可領知之由、與判已了也、今全為絶将来横妨、重請申當時之裁判如件、  
望請、令裁判、永停止非門徒宮寺司之横妨、任建立之誓旨并先年判文、安宗大法  
師門徒之中、以定清之門胤、相伝進退件下院極樂寺并所領庄家田地等、今陳事狀、  
謹言

<sup>(1023)</sup>  
治安三年十月五日

僧 兼清

(定清)  
法眼和尚位 在判

宮寺

判

檢校法眼和尚位 (定清)

都維那 (慶忍) 在判

別当法橋上人位 (元命) 在判

權都維那 (勝昭) 在判

權別当大法師 (院教) 在判

修理別当大法師 (定海) 在判

上座大法師 (宿遠) 在判

權上座大法師 (寬智) 在判

寺主大法師 (朝助)

權寺主大法師 (仁譽) 在判

俗別従四位下紀朝臣<sup>在判</sup>  
神主正五位下紀朝臣<sup>(兼任)</sup>

史料アは極楽寺ならびに松原庄を宮寺の所領とする旨を記したものであり、記事からも理解できるように、定清の別当職を解任する旨を記したものである。一方、史料イは定清が極楽寺建立の由緒を述べたうえで、自身の相伝の正当性を主張し、極楽寺と諸荘園領の返却をめざし宮寺の判を請うたものである。

東郷氏の考察では聖清と定清の対立図式として論じているが、聖清は紀氏の系統をひく祠官であり、正暦5年(994)に別当に任じられている<sup>(14)</sup>。極楽寺ならびに松原庄をはじめとする極楽寺領荘園にかかわる権力争いを行っているのは、石清水八幡宮を創建した行教和尚の一族紀氏の子孫である別当定清と、宇佐宮弥勒寺から出て同講師と石清水八幡宮別当を兼帯した元命と捉えられる。元命は藤原道長の後ろ盾のもとで強い影響力を発信し、宇佐八幡宮と石清水八幡宮を掌握していく<sup>(15)</sup>。

本史料から松原庄が極楽寺所領から宮寺領、ふたたび極楽寺領に変遷していることが理解できる。無論、長保2年(1000)・治安3年(1023)の時点で、松原庄が成立していたことが明らかである。注目されるのは、史料アにおいて、多くの極楽寺所領のなかで、唯一、松原庄のみが宮寺所領にする旨として取り上げられている点である。これは松原庄が面積的には小さな所領にあるにも関わらず重要な所領であったことがうかがえる。重要な所領とは、もちろん、生産力ある所領ということと推察できる。

以上、8世紀前半以降10世紀には松原庄の成立が確認できた。本節の冒頭でふれた古代末期から中世前期の社会的状況を鑑みるならば、松原庄の成立は気候が安定化した10世紀半ばごろに、石清水八幡宮によって大規模な開発がなされ、生産力ある領地として石清水からも認識されていたと言えはしないだろうか。

## 2 松原井の成立について

本節では松原庄の生産力を支えたと考えられる松原井の成立を考察していく。松原井とは現姫路市四郷町阿保橋の北にある井堰からの用水をいい、寛延3年(1750)の「松原村明細帳」では、兼田・北原・奥山・継・東山・宇佐崎・中村・松原の8ヵ村3996石余りの用水で、井堰は70間あったとされる<sup>(16)</sup>。この松原井のうち、松原八幡宮近く

を流れる用水の場所を、現在でも松原川（放生川）と呼んでいる。おそらくは、松原八幡宮放生会が行われていた時代に存在していたと推察できる。本節ではこの松原井に焦点化して、松原庄の成立を補強していきたい。

まず、松原庄の生産力を時代は下るが15世紀の状況から検討してみよう。

【史料ウ】松原庄年貢算用状写（石清水八幡宮 菊大路家文書）<sup>(17)</sup>

八幡宮領<sup>(播)</sup>幡州松原庄領家<sup>(播)</sup>地頭<sup>(播)</sup>御年貢算用状之事

合文明五年分

一 領家 貳佰貳拾參石貳斗參升之内

(中略)

一 地頭方御年貢米算用之事

合文明五年分

貳佰五拾八石六斗六升七勺之内

(中略)

一 散田方御年貢算用之事

合 同

六拾四石六斗五升參合之内

(後略)

本史料から、領家・地頭方・散田方を合わせると、546石5斗4升3合7勺が松原庄の生産力であるといえる。さらに、「麦地子算用之事」と「塩地子算用之事」が名方（領家方）と番方（地頭方）に分かれて賦課されており、麦作りと塩作りが行われていたことが理解できる<sup>(18)</sup>。

次に、『兵庫北関入船納帳』から松原庄に存在した「松原」「別所」「福泊」の記事を抜き出し表1に示した<sup>(19)</sup>。3つの港を合わせると、26回にわたって物資を運び入れていることが分かる。米や塩、豆などは、松原庄で生産されたものであり、松原庄の非常に活発な経済状況が理解できよう。注目されるのは12月16日の記事「松原 シヲ卅六石 マメ十六石五斗 松原年貢内 八幡過書物 治部三郎 道□」である。「過書」とは関銭が免除されている状況を示し、松原八幡宮の物資については税が免除されていた。

表1 文安2年(1445)松原庄を拠点とする船の入港日一覧

船籍地	入港日(船数)	積載品
松原	9/8(1) 9/27(1) 10/28(2) 11/7(2) 11/17(1) 11/27(1) 12/8(1) 12/15(1) 12/16(1) 12/17(1)	米、塩、小鯛、豆
別所	10/5(1) 11/7(1) 11/23(1) 11/27(2) 12/2(1) 12/16(1) 12/17(1)	米、塩
福泊	7/23(1) 9/7(1) 10/5(1) 10/28(1) 12/15(2)	米、塩、小鯛

(出典)『姫路市史』第2巻(姫路市、2018年)431頁を加工している。

このような経済状況を支えるには用水(松原井)が不可欠である。現在の松原井の用水路を図2-1に加筆し、図2-2として示した。なお、現在に伝わっている古代の坪名も地図上に表記した。

図2-2から、北原分水にて、東山・継方面と松原方面に分水していることが分かる。さらに松原分水は中村方面と宇佐崎方面に分かれている。

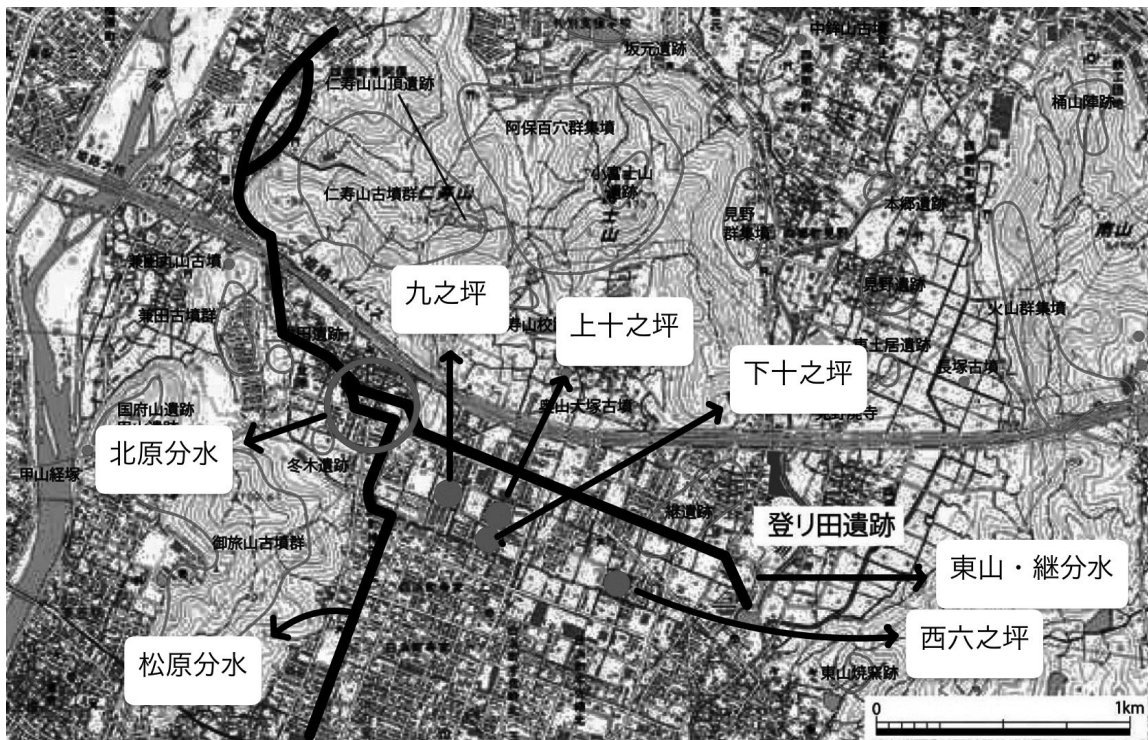


図2-2 松原井分水図

登り田遺跡の発掘状況、特に播磨国府系瓦の存在から鑑みて、8世紀中葉から9世紀前半には東山・継分水が設備されていたのではないかと考察できる<sup>(20)</sup>。さらに、近世においてこの井堰全体を「松原井」と呼んでいた事実から、井堰成立当初より松原分水が設備されており、石清水八幡宮別宮として放生会を営んでいた可能性が高い。「放生川」と呼ばれていた事実からもそのように考えるのが自然であろう。また、「継湊」の存在から松原庄に比定される地域南側が干潟の状況であったとしても、条坊制の名残を残す「九の坪」「十の坪」「六の坪」の位置が東山・継分水の近くに位置している状況から、中村・宇佐崎分水以北の地域、御旅山東側の地域は田地であった可能性は十分に射程に捉えることができるだろう。

以上、これまでの考察をふまえるならば、松原井は古代国家のなかで成立していた可能性があり、松原庄が石清水八幡宮領となることで大規模開発に成功したといえるだろう。

### 3 松原別宮の成立について

松原別宮の成立については、すでに東郷氏と濱田氏の研究によって、大まかな状況が明らかにされている。本節では両氏の研究をさらに発展させ、史料的に補強し詳説しておきたい。

松原八幡宮「播州松原山八幡宮縁起」によると、松原八幡宮の成立を天平宝字7年(763)とする。冒頭に記した「峯相記」の記述に、成立年が付け加えられている<sup>(21)</sup>。伝来する史料としては、年代不詳であるが石清水八幡宮に由緒を言上した控えが伝来している<sup>(22)</sup>。

松原別宮の史料上の初見は両氏によって指摘されているように、文永3年(1266)の以下の史料である。

【史料エ】「檢校善法寺宮清下文」(石清水八幡宮 菊大路家文書)<sup>(23)</sup>

(端裏書)  
「文永三年五月御下文」

(善法寺宮清)  
(花押)

当別宮社寺内檢断并在家雜役等事、預所沙汰人等、或備有狼籍之者、無左右乱入社頭寺内成其煩、或寺内止住之僧侶、就坊室宛雜役、云彼云是、其理不可然之間、所被停止也、預所使并沙汰人等、永不可寄煩也、但又寄事於社頭、寺内住僧神人等、

不可巧自由、重犯出来之時者、非此限、言上本所、可有其沙汰也、早以此旨、可被下知之状。依 仰執達如件

文永三年五月一日

法眼明澄<sup>奉</sup>

松原別宮預所殿

【史料オ】「宮寺公文所下文」（石清水八幡宮 菊大路家文書）<sup>(24)</sup>

<sup>(端裏書)</sup>  
「文永三年五月御下知」

<sup>(宮清)</sup>  
(花押)

宮寺公文所下 松原別宮

可早任御下知旨、致其沙汰当別宮一切經会料田参町事

右、得彼宮供僧等解状僞、当別宮一切經会者、住侶等先年令成誓約焉、当代始整法儀矣、仏法興隆之得時也、蓋云備乎、而緯其莫太、会料何為、案後代之違乱、只可斯由、雖一步欲被寄附料田云云者、永寄附三町之料田、敬令備三宝之福田、專殖善苗、偏期仏果、然者、供僧等早進退之、宜助会料、別殊凝無二之精誠、可奉祈巨万之寿福状、依 長吏仰、下知如件

文永三年五月一日

右衛門府生中原

右衛門尉源 (花押)

左衛門尉源 (花押)

權寺主大法師 (花押)

權上座大法師 (花押)

權上座大法師 (花押)

權上座大法師 (花押)

權寺主法眼和尚位 (花押)

史料エより、檢校善法寺宮清の下文として、寺内の檢断や在家役に関して松原別宮預所沙汰人ならびに寺内僧侶が押妨をはたらくことを停止していることが分かる。重犯については本所である石清水八幡宮に報告を行うよう求めている。史料オより、同じく宮清から、一切經会に際して三町の寄進が行われたことが理解できる。ともに、文永3年(1266)5月1日の史料であるが、この時点で「松原別宮」は存在しており、どのくら

いその成立を遡るかが問われることとなる。

濱田氏は弘安7年（1284）の石清水八幡宮から「安芸三郎左衛門」に宛てた松原別宮の惣検を免除する旨の奉書に「建久文永之佳例<sup>(25)</sup>」とあることから、建久年間（1190～1199）までは遡ることが可能としている。

筆者は、松原別宮として、あるいは「別宮」という地位が与えられていないとしても、同様の石清水八幡宮との関係性を承安元年（1171）には見ることができることを以下の史料から指摘したい。

【史料カ】「宮寺縁事抄仏神事次第」（石清水八幡宮文書）<sup>(26)</sup>

承安元年三月八日、於川合房行之<sup>勝清以後五</sup>十日内行之

別当法印 鈍色	都維那少別当最範 同
少別当最兼	少別当明俊 同
公文所権寺主光実 寺任 鈍色	<sup>(維腕カ)</sup> 権都那資尋 表衣 五帖袈裟
役人権寺主慶明	権寺主勝尊 鈍色
権在廳経仁	同達祐信
小綱 <sup>久楽</sup> 正巖	

先御肴ヲ政所許進之、御酒杯三斤

吉書大宮

<sup>(和泉)</sup>万代別宮 三百石 <sup>(河内)</sup>延命藪 二百石 伊予御封 五百石

極楽寺

<sup>(播磨)</sup>松原庄 五百石 <sup>(丹後)</sup>平庄 三百石 <sup>(摂津)</sup>加賀嶋 二百石

次臨時祭召物御下文三枚、成政所判、万代・松原・栢原許也、政所法師長事

召仰、公文所書生近重、給田一町二段、充文給之、件充文不正長吏判連署、

少別当最明俊権寺主勝  
範少別当尊三人加判也

本史料は承安元年（1171）の仏神事次第の一部と考えられ、参加者の着衣などが記されている。史料後半には宮寺領の3か所、極楽寺領の3か所が記されており、仏神事に何らかの形で関わっているものと捉えられる。また、「臨時祭召物御下文三枚、成政所判、万代・松原・栢原許也」の文言から、「臨時祭」に際して着衣関係で何らかの許可が下

りたことが理解できる。「万代」は和泉国万代別宮、「栢原」は丹波国栢原別宮と考えられ<sup>(27)</sup>、同系列に記された松原にも着衣関係での特別の許可が推察でき、別宮あるいは別宮に準ずる位置づけが与えられていることが分かる。土地関係だけでなく人を対象とした関係性が生まれていることから、単なる領域支配を超えた荘園経営の強化に向けた別宮支配体系が見て取れるのである。よって、この承安元年（1171）の時点では松原別宮としての位置を得ていると考えてよいだろう。

さらに、石清水八幡宮荘園支配において、松原庄との古い関係性を指摘しておきたい。『石清水八幡宮史』史料第6輯<sup>(28)</sup>には、社領編として84の各地荘園の史料が収載されているが、松原別宮の初見史料年次の文永3年（1266）より古い年次を示すのは豊前国宇佐弥勒寺と肥後国高橋庄のみであり、松原庄との長期間の関係性は特筆される。第1節で示した史料アにて、極楽寺領のなかで松原庄のみが宮寺所領にする旨として取り上げられている点からも、松原庄が本所石清水八幡宮において重要な位置を占めていたのではないかと考えられるのである<sup>(29)</sup>。

以上、本節では松原別宮あるいは荘園経営のイデオロギー的基盤が12世紀には確立していたことを示し、さらに11世紀に確立している可能性も充分にあり得る点を指摘した。

## おわりに

本稿の成果と課題を敷衍しておく。

松原庄の成立は8世紀前半以降10世紀であることが確認できた。考古学などの近年の研究をふまえるならば、松原庄の成立は気候が安定化した10世紀半ばごろに、石清水八幡宮によって大規模な開発がなされた可能性が高い。

松原井については、古代国家のなかで成立していた可能性があり、松原庄が石清水八幡宮領となることで大規模開発に成功し、一定の生産力を有するようになったと考えられる。

最後に松原別宮の成立については、承安元年（1171）の時点では松原別宮としての地位を得ていると考えられ、12世紀には荘園経営のイデオロギー的基盤が確立していたことを明らかにした。

さて、最後に姫路市のまちづくりにとってのメリットと研究にとってのメリットを確



認しておく。姫路市にとって、松原八幡神社の秋季例大祭は秋の姫路市観光の中心的存在である。「灘のけんか祭り」の華やかさと勇壮さに加えて、歴史的側面を紐解くことは、さらに多くの観客を魅了する要素が加わる。また、祭りの主役である地域の方々が秋季例大祭を正しく理解し、後世の人々に引き継ぐうえでも研究の意義は大きい。

また、日本中世史研究にとっても、松原八幡神社の放生会の様相や歴史的意義を考察し、放生会の果たした国家的・社会的機能とその展開について明らかにすることは、中世荘園研究に新風を吹き込むこととなり、史料の少ない松原庄研究に大きな成果を残すことにもなる。さらに、学校教育における人権教育研究においても、こうした歴史的事実をもとに、児童生徒に科学による歴史理解を推進する教材開発の可能性をさぐる事が可能となる。

来年度以降は、いよいよ松原八幡宮秋季例大祭の原初形態とされる放生会について検討を行っていききたい。史料的には皆無の状況であることから、石清水八幡宮の放生会研究とともに松原八幡宮の放生会を考察していきたいと考えている。

#### 【註】

- (1) 『続群書類従』第28輯上・釈家部（平文社、1924年）236頁。
- (2) 東郷松郎「石清水八幡宮領松原荘と松原別宮」（同『播磨国古社寺と荘園』しんこう出版、1988年）、濱田浩一郎「松原八幡神社の研究」（『皇學館史学』皇學館大学史学会、2008年）。
- (3) 西谷正浩『中世は核家族だったのか』（吉本弘文館、2021年）、伊藤俊一『荘園』（中央公論新社、2021年）。
- (4) 坂上康俊『律令国家の転換と「日本」』（講談社、2001年）、高橋学『平野の環境考古学』（古今書院、2003年）。
- (5) 谷岡武雄「市川・夢前川流域における条里型地割の分布と播磨国飾磨郡条坊の復原」（『立命館文学』132、立命館大学人文学会、1956年）。地理学と歴史学を架橋した氏の業績は非常に大きい。
- (6) 『姫路市史』第1巻下（姫路市、2013年）398頁。
- (7) 東郷前掲書、300頁。
- (8) 「登り田遺跡発掘調査説明会資料」公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、2020年）入手先 [https://www.hyogo-ctc.or.jp/ctc/contents/storage/99\\_pdf.pdf](https://www.hyogo-ctc.or.jp/ctc/contents/storage/99_pdf.pdf)（参照2022年1月1日）。
- (9) 同上。
- (10) 播磨国府系瓦の年代は『姫路市史』によると、8世紀中葉から9世紀前半としている（第

- 1 卷下、411 頁)。
- (11) 秋本吉郎「播磨国風土記飾磨郡地理考」(『大阪経大論集』15、大阪経済大学、1956 年)。
- (12) 『大日本古文書』家わけ第 4・石清水文書之五、119～120 頁。
- (13) 『大日本古文書』家わけ第 4・石清水文書之一、534～538 頁。
- (14) 『石清水八幡宮史』首卷(続群書類従完成会、1939 年)石清水祠官家系図条、12 頁。
- (15) 天台の法華一乗思想と八幡の鎮護国家思想を結合させるという構想を有していたという。この構想をはじめ、元命の石清水進出の状況については、飯沼賢司「権門としての八幡宮寺の成立 - 宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係 - 」(十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』東京堂出版、1993 年)に詳しい。
- (16) 『姫路市史』第 11 卷上 史料編近世 2 (姫路市、1996 年) 573 頁。
- (17) 『兵庫県史』史料編中世 7 (兵庫県、1993 年) 40～46 頁。
- (18) 反収を仮に五斗とした場合、松原庄の開墾地は約 100 ヘクタールの田地を想定できる。松原庄の荘域は姫路市白浜町・東山・八家・木場の東西約 3.5 キロメートル、南北約 2 キロメートルの平野部と想定できるので、約 7 分の 1 が開墾されていたといえるだろう。
- (19) 『兵庫北関入船納帳』(中央公論美術出版、1981 年)。『姫路市史』第 2 卷(姫路市、2018 年) 431 頁を参考に一覧表化した。
- (20) 註(10)の考察による。
- (21) 「峯相記」に、「天平宝字七年ニ当揖保ノ郡布施ノ郷ニ五足ノ犢牛ヲ生ズ。子細ヲ奏ス。異賊責来テ大兵乱ノ由シ占ヒ申ス。翌年新羅ノ軍船二万餘艘当国マデ責入テ家嶋高嶋二陣ヲ取ル。朝家驚<sup>(平)</sup>ヲ藤原ノ貞國ニ的ノ姓ヲ給リ鐵的ヲ討通ス。(中略)此時ノ御祈所并宿願ノ寺ハ、太田寺、他上寺、蓮城寺、蓮華寺、川原寺、日輪寺也。社ニハ松原、魚吹、弘山、那祇山ノ八幡大菩薩也。」との記事に影響を受けたものやもしれない(『続群書類従』第 28 輯上・釈家部〈平文社、1924 年〉241～242 頁)。
- (22) 「播磨国松原八幡別宮御神領之事」(松原八幡神社文書)。東京大学史料編纂所影写本による。『石清水八幡宮史』史料第 6 輯(続群書類従完成会、1936 年)148～149 頁。また、『松原八幡神社史』(松原八幡神社氏子総代会、2001 年)152～153 頁に写真版が掲載されている。
- (23) 『石清水八幡宮史』史料第 6 輯(続群書類従完成会、1936 年)136 頁。
- (24) 同上、137～138 頁。
- (25) 同上、142 頁。
- (26) 『石清水八幡宮史』史料第 5 輯(続群書類従完成会、1935 年)60～61 頁。
- (27) 「宮寺并極楽寺諸国莊園官符」(保元 3 年〈1158〉12 月 3 日)による(『石清水八幡宮史』史料第 5 輯〈続群書類従完成会、1935 年〉49～60 頁)。
- (28) 『石清水八幡宮史』史料第 6 輯(続群書類従完成会、1936 年)目次参照。
- (29) 無論、経済的側面が大きいと考えられる。史料カに「五百石」との記事がある。他の莊園に比べて大きな生産力を有していると考えられる。

# 「灘のけんか祭り」を研究して

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3回生 高橋 幸希

## 1 はじめに

私は、本研究である「灘のけんか祭り」の研究をし始める以前は神輿をぶつけ合う激しいお祭りというぐらいのイメージしか持っていませんでしたが、起源やその歴史と背景を研究していくにつれて、けんか祭りがおこなわれている白浜の宮のことや、松原八幡宮のこと、そして私たちがいる姫路についてこれまでとは異なる視点から学んでいくことができました。これからもっと研究を進めていくにあたって、現在の私たちがまだ知らない姫路が明らかになってくると思います。今を生きる私たちとこれからの世代に向けて、本研究が姫路を学ぶ教材のようになってくれることを願って、より一層研究に力を注いでいきたいです。

## 2 新たな発見

本研究の題材である「灘のけんか祭り」の成立と当時の時代背景については、ほとんどが私にとって新たな発見であったといえます。そもそもけんか祭りが「放生会」と呼ばれる生き物を大切に作る儀式から始まったことが現在のけんか祭りをみても想像ができなかったです。その後、流鏝馬が始まり、放生会を分離して現在の形の原型となりました。現在のけんか祭りでは流鏝馬は行われていませんが、昔は行われていたということも新たな発見でした。流鏝馬のようにけんか祭りは時代の移り変わりの中で様々な形に変化していきました。時には、祭りをにぎやかにするために、神社出し物に氏子出し物が出現したり、増加したりしてきました。その後は、氏子出し物中心になり、神社出し物も簡素化していく。現在は、神事中心の祭礼から氏子中心の祭りに変化し、道具等も全盛期の時代に比べれば簡素なものとなっているのがわかります。私たちは実際にけんか祭りの舞台でもある白浜の宮、松原八幡神社、そしてお旅山へ実際に出向いてフィールドワークを行いました。実際に現場に行くことで当時の松原庄の力の強さや、

松原八幡神社周辺に小学校や公民館、交番などの公共施設が固まっていることなどが見受けられました。当時の資料や書物などを読み解いていくと、海が松原八幡神社の鳥居付近まであったことなどもわかってきました。私たちは白浜地域に流れる川の一つがその昔、放生会が行われていたことを示す放生川と呼ばれていることを聞き、白浜地域に流れる川（水道）を実際に市川までたどっていく活動を現在行っています。人の手ひとつで白浜地域全体に広がる水道を掘って作ったことはその当時の松原庄の力の強さを表しています。このように様々な視点からけんか祭りやその舞台となる地域や場所の歴史と背景を見ていくことで「灘のけんか祭り」の成り立ちやできた意味が少しずつ垣間見えてきたかなと思います。

### 3 来年度にむけて

本年度までの研究では、けんか祭りの成立についての真相のようなものまでは見ることができませんでしたが、来年度の研究ではなぜ「灘のけんか祭り」が行われるようになったのか。その昔、当時の人々はどのようなものを願い、どのような思いから祭りをを行い、参加していたのかというところまで明らかにしていきたいと思っています。そもそも放生会からどのようにけんか祭りに代わっていったのかが気になります。捕獲した魚や鳥獣を野に放し、殺生を戒める宗教儀式から、屋台を練り合わせ神輿をおつけ合う盛大な祭りへ変わっていった理由や思いを研究の中で明らかにしていきたいです。そして、現在の姫路市の小学校に通う子どもたちが地元について学ぶことができる教材まで落とし込めていければいいなと考えています。また、当時の姫路を調べることで現在を生きる私たちが学ぶべきもの、具体的には、放生会やけんか祭りの時代にあった穢れや差別の事例から、部落差別や現在の新型コロナウイルスに関わる差別問題で何か関係性や教訓なども調べていければいいなと思います。

### 4 おわりに

私の出身は姫路ではないのでけんか祭りとは無縁の人生を過ごしてきました。「はじめに」でも書きましたが、神輿をおつけ合う激しいお祭り程度にしか思っていなかった「灘のけんか祭り」には現在の祭りを見るだけでは想像できない歴史と背景が敷き詰まっていました。研究を行っていく中で様々な方からお話を伺い、けんか祭りについて詳し

く教えてもらう機会がありましたが、その中でひとつ面白い話がありました。「実際に、けんか祭りに参加している人々のほとんどが祭りの成立や本当の意味を知らない。」というものです。確かに、姫路に住む人々は子どものころから当たり前のように祭りがおこなわれていたわけで。それならば当事者ではない私たちが違う視点でけんか祭りの歴史とその起源を詳しく調べていけばいいんじゃないかなと思ったのを覚えています。教育学部という関係上、将来教職関係につく学生が多い私たちですので、調べた研究内容を子どもたちに行う授業の素材まで砕いて、姫路地域に住む子どもたちは小学校で当たり前のように学ぶ教材になるような、そんなことを夢見て研究を続けてまいりたいと思っています。新型コロナウイルスの影響により、ここ2年間は行われていないけんか祭りですが、その盛大な神輿をぶつけ合う日を楽しみにして、来年度も研究していきたいと思います。

## 播磨国松原庄と松原別宮の成立について

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3回生 高木 彩実瑠

### 1 はじめに

私たちは、兵庫県指定重要無形民俗文化財の松原八幡神社秋季例大祭（灘のけんか祭り）の原初形態であった放生会の様相とその意義について勉強しています。また、歴史的意義を考察することにより、小・中学校における人権を視点とした教材開発の可能性を探っていこうとしています。現在は新型コロナウイルスに対しての誤解や偏見に基づく差別が発生しているので、子どもたちに科学的根拠の認識の大切さを理解させ、差別の不当性を感じ取らせる態度を養う学習になればいいなと思っています。

### 2 新たな発見

本研究の（灘のけんか祭り）は私にとってすべてが新たな発見でした。この灘のけんか祭りは、姫路市で行っているものとは思っていませんでした。神戸市灘区の方の祭りだとずっと勘違いをしていたほどです。この灘のけんか祭りの歴史を遡ってみると、古代末期は、「大地動乱」「疫病の脅威」「気候変動」によって社会的危機を迎えていたと言われています。現在の新型コロナウイルスと同じ状態です。貞観6年（864）年富士山噴火により太平洋側で海溝型地震が相次いだり、播磨国に関するものを上げると、貞観10年（868）年には播磨に大地震が起きたり、仁和3年（887）年には東海、東海南、南海の大地震が起きていました。疫病の脅威の点では、天平7年（735）から天平9年（737）年に天然痘が流行していて、全国平均の死亡率25から35%でした。天平勝宝8年（756）には麻疹の初見が見られて、一世代間隔で五度にも渡る深刻な流行を繰り返してました。貞観3年（861）年には赤痢の大流行によって多くの方が亡くなっていました。正暦4年（993）から正暦（995）には、インフルエンザ、天然痘が流行していました。気候変動という点では、9世紀後半には洪水など様々なことが起きてそれが収まったと思っていたら、今度は10世紀頃には一転して乾

燥化が進み、農村は大きな試練に見回れました。このような社会状況から、古代村落の大半が9世紀後半から10世紀に消滅したことが様々な進展とともに明かされていきました。また、8世紀前半以降10世紀には松原庄の成立が確認出来ました。松原庄の成立は気候が安定した10世紀半ばごろに石清水八幡宮によって大規模な開発が開始され生産力ある領地として石清水からも認識されていたと言えます。

### 3 来年度にむけて

来年度にむけて、次は松原八幡宮秋季例大祭の原初形態とされる放生会について色々と検討していきたいと思っています。史料的に皆無の状況なので、石清水八幡宮の放生会研究と一緒に松原八幡宮の放生会を考察していきたいと思っています。

### 4 おわりに

松原庄の成立は8世紀前半以降10世紀であることが確認することが出来ました。考古学など、近年の研究をふまえて松原庄の成立は、気候が安定した10世紀半ば頃に石清水八幡宮によって大規模な開発がなされていた可能性が高いです。

# 松原庄と松原別宮についての学び

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3 回生 竹本 有花

## 1 はじめに

松原八幡神社秋季例大祭の原型とされている放生会を調べるにあたって、松原庄の成立と松原別宮の成立を明らかにしていき、放生会の研究に繋げていくことを目的としている。

## 2 新たな発見

松原庄は条坊制があったことからすでに栄えていたと考えられ、登り田遺跡から出土した瓦や柱などの出土遺物からは役所的な要素を備えた施設であったと思われる。また播磨風土記に記されている「美濃継潮」はおそらく松原庄で干潟ではないと考えられる。

文書では、1000年に石清水八幡文書に記載され、1023年にも記述があるため、10世紀末には実在していたと思われる。そして、災害や疫病からの復旧を考えると10世紀半ば以降に大規模開発があったと想像できる。さらに、石清水八幡宮の創建が859年であり、石清水八幡宮が公的に大きな力を得るようになる「平将門・藤原純友の乱」が939年であることをふまえても、この時期ではないかと考えられる。

松原庄の経済状況は兵庫北関入船納帳を見ればよく分かる。松原庄の地名が多く記載され、通行税が免除されている点で活発な経済状況が分かる。松原・別所・福泊の港から、穀物や水産物、塩が運び込まれている所を見ると生産の基盤は松原庄であったと思われる。松原庄年貢算用状の収穫された取れ高から推定すると80haが松原庄に存在したことになり、広大な土地があったと考えられる。

経済を支えるのに水が必要であったと考察し、役所的役割があった「登り田」「継潮」には用水が引かれていたと予測する。また、地図と照らし合わせ、南側に海岸線がせり出ていたとしても用水が引かれ団地があったのではないかと考える。そして、松原分水は御旅山横を通過するので、古代においても存在しているように思える。その後、石清



水八幡宮の支配を受けるようになり、用水を整備し、松原庄ができあがったのではないかと考えた。さらに、兵庫県史を読み解くと石清水八幡宮の強い影響下の元 1190 年には松原別宮が成立していたとわかった。大日本古文書には 1158 年の日付で松原庄の記載があるため、この頃はまだ松原別宮ではないことが分かる。結果 1159 年～1190 年に松原別宮が成立したと考えられる。

### 3 来年度にむけて

松原庄の成立時期や位置、社会的状況、松原別宮の成立時期が理解できたところで、松原八幡宮秋季例大祭の原型とされている放生会について詳しく調べていきたい。

### 4 おわりに

松原庄や松原別宮について研究し考察することで、具体的な成立時期や位置の特定に繋がった。またフィールドワークによって、地図では分からなかった用水路の位置や現状を確認でき深い考察が可能となった。来年には松原八幡宮秋季例大祭の原型の放生会について調べ、連続性のある研究にしていきたい。

# 「灘のけんか祭り」の歴史

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3 回生 平井 麗氏

## 1 はじめに

本研究では、兵庫県指定重要無形民俗文化財の松原八幡神社秋季例大祭（「灘のけんか祭り」）の原初形態であった放生会の様子と放生会の意義について考察を行う。灘のけんか祭りの歴史を研究を行うことにより、灘のけんか祭りを更に楽しめる行事にすることが本研究の目的でもある。

## 2 新たな発見

松原八幡宮の放生会の祭りは、放生会の祭りであるとともに、その当時の松原八幡宮で行われていた様々な祭礼行事のうち一年を通してもっとも盛大に行われた祭礼行事、すなわち例大祭だった。ここで、例大祭という言葉と「灘まつり」との関係に触れると、「灘まつり」と呼んでいる松原八幡神社の秋祭りは、別の言い方をすると、「松原八幡神社秋季例大祭」ということになる。例大祭とは、その神社でもっとも盛大に行われる祭礼行事を意味するので、現在我々が「灘まつり」と言っている呼称にも、この「灘まつり」が松原八幡神社で行われる厄除祭りや夏祭りや祇園さんなどさまざまな祭礼行事のうち最大の祭礼行事であるという意味合いが込められている。

放生会というのは、「捕えた生き物を放してやるという儀式」という意味である。この放生会の儀式は、養老4年（西暦720年）に九州の宇佐八幡宮で始まり、以後、生類保護・殺生禁断の仏教思想とも結びつき、全国各地の八幡神社で次々と行われるようになる。また、放生会は貞観5年（863年）以後、京都郊外の石清水八幡宮でも行われるようになり、やがて石清水八幡宮の放生会は、延久2年（1070年）になると、神幸渡御を天皇の行幸に準じた様式で行うことが認められるほど盛大で格式高いものになった。そして、石清水八幡宮は平安時代後期の10世紀末から室町時代にかけて約500年もの間、松原八幡宮の氏子地域にほぼ該当する松原庄の荘園領主であり松原八

幡宮の本社であった。以上のように、松原八幡宮で放生会が盛大に行われてきたことがごく自然の成り行きとして理解できる。

### 3 来年度にむけて

まだまだ分からないことだらけではあるが、少しずつ灘のけんか祭りの歴史が分かってきた。なので、灘のけんか祭りをよりよく理解する事ができるような研究を行い、より多くの方々に灘のけんか祭りを知っていただきたい。

### 4 おわりに

研究が始まった時は、分かることが1つも見つからないほど分からないことだらけであり、研究が進んでも、自分の頭に蓄積されていく知識は断片的なものばかりだった。その研究も自分のなかでは、その研究で得た知識があっているのかという根拠が持てず、常に行き詰まっているという感じがあった。また、歴史をしらべるということが、自分の想像以上に難しいということを感じた。しかし、まだ誰も知らない歴史を自分たちが研究しているというのはとてもワクワクすることであり、断片的であっても、徐々に歴史を開拓していくというのは楽しいことで、やりがいも感じる事ができた。これからも、進展があるかどうかというのも検討がつかないが、灘のけんか祭りの歴史を少しでも明らかにしていきたい。

## 研究を通して感じたこと

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

3回生 関灘 秀介

### 1 はじめに

私が本研究に興味を持つことができたのは、「灘のけんか祭り」という祭事があったからだ。2年前の2020年、姫路大学の友人の誘いで、人生で初めて「灘のけんか祭り」を見に行った。コロナが流行する前であったため、例年通り開催されていた。この時、私は初めて「灘のけんか祭り」の存在を知り、実際に自身の目でみることができた。神輿屋台の練合や人々の盛り上がりなど、迫力がありしっかりと記憶に焼き付いている。そのため、社会に関心がなかった私でも、播磨史ヒストリアでの活動が始まった当初から興味をもつことができた。その当時の私は、歴史を含め社会科というものを暗記だと認識していた。そのため、歴史に面白さや楽しさを感じる事が出来なかった。しかし、研究を進めるにあたり、段々と研究の面白さや歴史を調査する楽しさを感じる事ができた。

### 2 新たな発見

はじめに、「灘のけんか祭り」の原初形態が、「放生会」と呼ばれる捕獲した魚や鳥獣を放す宗教儀式であったというのは驚いた。今の様式からは想像しがたいものであり、新たな発見であった。放生会では、豊作や大漁、自然の恵みに対する感謝、加えて9世紀半ばからは感染症や疫病の収束祈願などが願われるようになった。そして、時代を経て現在まで受け継がれている。まさに、伝統的行事である。伝統的行事というものにたいしても新たな発見があった。伝統的というものの意味が、古くから続けられている行事だと思っていたが、「灘のけんか祭り」の時代を遡るとそうではないことがわかった。放生会が受け継がれ、神輿屋台が登場したこと、大きさや屋台の数も時代に合わせて変化している。つまり、行事を継続させるためにその時代に合わせた行事が開催され続け、今まで受け継がれている。それこそが伝統行事であるというものの新たな発見だ。

### 3 来年度にむけて

今年度では、「灘のけんか祭り」の原初形態から、松原別宮の成立までについて明らかにしてきた。この研究の目的として、人権教材の開発があった。古墳時代、死に関わるのは高貴な身分であったものが、いつの時代か死に関わる人々が差別されるようになった。そのため、今までに明らかにしたことを基に、教材の大まかな内容について考えていきたい。そして、その上でさらに必要な点についてさらに研究を進めたい。

### 4 おわりに

今回の研究では、3年計画の1年目を和田幸司先生と共にさせていただいた。その中で、歴史というものは繋がりがあがるもので、変化については必ず原因があることがわかった。それはひとつの物語であるようにも感じれた。とても面白いと感ずることができた。加えて、過去の歴史というものは、わからないことが多い。その点を、残された様々な文書から読み解き予想し、それを証明する資料を探す。学生時代、教科書を読むだけではわからない事柄を多く学ぶことができた。とても良い経験であった。

## 「灘のけんか祭り」の成立と展開

播磨史ヒストリア

和田幸司ゼミ

4 回生 熊木 大樹

### 1 はじめに

松原荘の成立と松原八幡神社の成立を明らかにしていくことを目的としている。中世播磨の状況を示している『峯相記』を読み解いていくと、松原八幡神社は石清水八幡宮別宮として「松原別宮」とされており、八幡神社より北一帯の地域は古代から中世にかけて石清水八幡宮領松原荘であったことが確認できた。

東郷松郎氏と濱田浩一郎氏の先行研究をふまえ、最新の考古学や地理学の研究成果を加えて松原荘と松原井の成立について考察を深めていった。

### 2 新たな発見

今回の研究で私は、登り田遺跡と継遺跡が近接していて、播磨国府系瓦の発掘によって官衛的な施設があった。このことで、現在の白浜地域の5割程度は海底にあったということが新たに発見することができた。

松原井は古代国家の中で成立していた可能性が高く、松原荘が石清水八幡宮領となったことで大規模開発に成功したことが新たに確認することができた。

### 3 来年度にむけて

これからの課題として、史料が皆無といえるほど少ないが松原八幡宮秋季例大祭の原初形態とされている放生会について研究していきたい。

### 4 おわりに

『播磨国風土記』の内容から松原荘は8世紀前半に成立が確認できるが、まだ開発はされていなかったと推定できた。9世紀前半までは乾燥気味であったが、後半には洪水と旱魃が交互に起こっていた。10世紀に入ると再び乾燥化が進み半ばごろになると気

候が安定していた。このことから大規模な開発がなされたのは気候が安定していた10世紀半ば頃であることを推察することができた。